

## 下野市地域福祉計画及び活動計画の概要について

### 1. 地域福祉計画の目的

社会福祉の目的とは、中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会（平成10年）によって次のように定義されています。

個人が人として尊厳をもって、家庭や地域の中で、障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心して生活が送れるよう自立を支援すること

「地域福祉」は、人権尊重を基本に誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるよう地域に関わるすべてのものが主役となって進めていく地域づくりの取り組みのことを言います。

これまで福祉サービスは、特定の人のためのものと思われていたため、「福祉」というと、高齢者や障がい者などのためのものというイメージをもっている人が多かったかもしれません。

しかし、誰でも病気になったり、介護が必要になったり、子育てで悩んだりするなど日頃の生活の中で、手助けが必要になるときがあります。このようなときに、市や専門機関と地域住民や地域福祉活動団体、ボランティアなど地域に関わるすべてのものが協働して、支援を必要としている人を支えていく「地域福祉」のしくみづくりが求められます。

平成12年に6月に改定された社会福祉法第107条によって「地域福祉計画」が以下に示す3つの事項を一定に定め、市町村における「地域福祉」全体的な枠組みを規定し地域における福祉活動を拡充させる計画として位置づけられました。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

### 2. 地域福祉計画の意義・役割

地域のつながりが薄くなっている今、地域福祉の取り組みを進めていくために、まず地域の住民がお互いを知り合えるようにすることや地域活動が活発に行われるようにしていくことが大変重要です。また、困っている人一人ひとりにきめ細かに対応していくためには、行政など公的な機関による施策やサービスだけでなく、住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など、地域に関わるものの主体的な活動やお互いの協働による取り組みなども必要です。

地域福祉計画は、多くの住民から出された課題に対して、市が地域で行う取り組みの方向性や基本的な考えを示し、今後、施策を展開していく上での柱立てや推進の基本事項を定めるもので、いわば地域福祉を推進するための基本計画的な役割を担うものです。また高齢者保健福祉計画や障がい者福祉計画など、個別分野の具体的な計画の展開は、この計画との整

合性を図りながら、それぞれの分野別計画で事業展開しているものです。

一方、このような策定の過程や地域に関わるすべてのものがそれぞれの役割を分担し、相互に協働して取り組み理念の実現をめざしていることから、この計画は、多様な主体により実現される「社会計画」としての側面も有し、今後さまざまな主体が地域で展開する取り組みが、計画的に進められる道筋を示すという役割もあると言えます。

地域福祉を推進する上でうまく役割分担するしくみをつくるためには、市と市民、事業者との信頼関係を築いていくことが何より大切です。

### **3. 地域福祉活動計画の目的**

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を運営するものが相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

地域福祉を推進する団体として、社会福祉法第109条に明確に位置づけられた市社会福祉協議会は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行うさまざまな解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを行うことを目的としています。

### **4. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体策定の意義**

地域福祉計画は、その策定を通じて「住民参加」と「福祉の総合化」の推進を図るもので、市の地域福祉を具体化するために不可欠なものです。

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための住民の活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画は、言わば車の両輪と言えるものです。これらが一体となって策定されることにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものの役割や協働が明確化され、実効性のある計画づくりが可能となります。

地域福祉を推進するためには、特に、地域住民に最も身近な行政である市町村や社会福祉協議会の果たすべき役割は大きく、地域と行政が一丸とならなければなりません。

**参考資料：地域福祉計画及び活動計画の関連条文（社会福祉法より抜粋）**

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。